

事 務 連 絡  
令和4年7月13日

各都道府県専修学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室

ハンドブック「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A」の改訂について（周知）

このたび、厚生労働省から、労働法ハンドブック「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A」の改訂について、別添のとおり周知依頼がありました。

本ハンドブックは、平成27年に労働法制に関する知識を一層普及させる目的で作成されたもので、この度ハンドブックの改定を行い下記のホームページに改訂版が掲載されました。また、厚生労働省より、各都道府県教育委員会に対して各10部、専門課程を置く専修学校に対して各10部、高等課程を置く専修学校に対して各10部、本ハンドブックがそれぞれ直接送付される予定です。

本ハンドブックは、就職を予定している生徒やアルバイト等に従事する生徒を対象に、幅広く活用することができるものとなっています。

については、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれては所管又は所轄の専修学校に対して、専修学校を置く国立大学におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

<厚生労働省のホームページ>

- ・ハンドブック「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>

- ・「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html)

**【本件問合せ先】**

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
電話03-5253-4111（代表）（内線2915）

**【ハンドブックに関する問合せ先】**

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室  
電話03-5253-1111（代表）（内線7728、7749）

事務連絡  
令和4年7月12日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長	殿
文部科学省初等中等教育局教育課程課長	殿
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長	殿
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長	殿
文部科学省高等教育局大学振興課長	殿
文部科学省高等教育局専門教育課長	殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長	殿

厚生労働省政策統括官付参事官  
(総合政策統括担当)

ハンドブック「これってあり?まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂について

貴職におかれましては、日頃より厚生労働行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、学生・生徒の利用に適した、分かりやすい労働法のハンドブック「これってあり?まんが 知って役立つ労働法Q&A」(以下「ハンドブック」という。)を作成し、当省ホームページに掲載するとともに、全国の大学や高等学校等に配布することにより、周知を図っているところです。

今般、下記のとおり改訂したハンドブックを大学や高等学校等に配布しますので、引き続き、様々な場面でご活用いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 ハンドブックの対象者について

ハンドブックは、働き始める前又はアルバイト等で働いている若者を対象としており、中学生、高校生、大学生等を区別することなく、共通して用いることができるものとしています。

### 2 主な改訂の内容

- ・ 「シフト制」で働く際の留意点を追記 (10 頁)
- ・ 男性の育児休業取得促進に係る内容を追記 (21 頁)
- ・ フリーランスに係る内容を追記 (25 頁) 等

### 3 ハンドブックの配布について

ハンドブックを7月中旬～8月末日に各大学や高等学校等に送付する予定です。

なお、各都道府県労働局が実施する労働関係法令の普及等に資する講義や就職セミナー等においても配付する予定としておりますので、御承知おきください。

(配布予定部数)

大学等	各 10 部
高等学校	各 50 部
中等教育学校	各 10 部
特別支援学校	各 10 部
高等専修学校	各 10 部
専門学校	各 10 部
都道府県・政令指定都市教育委員会	各 10 部

(※) 厚生労働省ホームページにも掲載しています。

また、より詳細なテキストも掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

- ・ハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>

- ・「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html)

担当：厚生労働省

政策統括官付政策統括室

調整第一係 中島、日置

(代表) 03-5253-1111

(内線) 7728、7749